

参議院農林水産委員会會議録第二十三号

昭和三十三年三月二十八日(金曜日)午
後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 重政 庸徳君
理事 柴田 榮君
藤野 繁雄君
清澤 俊英君
鈴木 一君
上林 忠次君

委員

秋山俊一郎君
雨森 常夫君
佐藤清一郎君
関根 久蔵君
田中 啓一君
田中 茂穂君
仲原 善一君
堀 末治君
堀本 宜實君
東 隆君
大河原一夫君
河合 義一君
千田 正君
北條 雋八君

國務大臣

厚生大臣

堀木 鍾三君

政府委員

農林政務次官

瀬戸山三男君

農林省農林
経済局長

渡部 伍良君

農林省振興局長

永野 正三君

林野庁長官

石谷 憲男君

事務局側

常任委員
会専門員

安楽城敏男君

説明員

厚生省保 小山進次郎君
農林省農地 正井 保之君
局参事官
林野庁指導部長 山崎 齊君
建設省河 川局次長 関盛 吉雄君

本日の会議に付した案件

○農林水産政策に関する調査の件
(農林地の地すべり対策に関する件)
○農業改良助長法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)
○農林漁業団体職員共済組合法案(内
閣提出、衆議院送付)

○委員長(重政庸徳君) ただいまから
農林水産委員会を開きます。

地すべり等防止法案に関する件を議
題にいたします。

この件については、過般の委員会に
おいて、政府当局から一応の説明を聞
いたのでありますが、この件につい
て、御質疑の向きは御質疑を願いま
す。

○清澤俊英君 まず、一番先にお伺い
したいのが、地すべり関係面積、要綱
の第二十二で、大抵基準として農林、
建設にこの分担区別が出ております。

ぼた山の方はよろしゅうございませ
うが、砂防法第二条の建設関係の、こ
れは先般の委員会二百五十カ所と承
しておりましたが、それでよろしゅうご
ざいますか。

○説明員(関盛吉雄君) ただいま御質
問のございました地すべりの都道府県

別面積の調べ、お手元に差し上げて
あります資料に基いて御質問がござい
ましたが、この関係各省の地すべり
の府県別の担当は、地すべり法案に基
きます主務大臣の章の規定に従いま
して分担することになったのでござい
まして、建設省関係といたしましては
お手元にお示しいたしております農林
省の資料にありましますように、地すべ
り防止法案の五十一條の第一号に掲げら
れている砂防指定地等に関係のある第
一号に該当する面積の部分と、それか
ら第三号の口に該当する部分、これら
を合せて八万七千余町歩というこ
とになっておりまして、その箇所数が
三千五百余カ所、こういうことになっ
ております。ただいま御質問のござい
ました二百五十地区と申しましたのは
昭和三十三年の予算を執行いたしま
す場合におきまして、三十三年度地す
べり防止工事を行います地区数でござ
います。

○清澤俊英君 農林関係、林野と耕地
に分けて、大抵関係面積ここに
出ていますけれども、どういう……、こ
こに施工する箇所といえますか……。

○説明員(正井保之君) 主として工事
に關係いたしております分でございま
すが、差し上げてございませ資料の三
ページにございませように、全体とい
たしまして六百三十四カ所を私ども
の方で担当いたします。その面積は
一万五千七百七十九町歩でございまし
て、米年度はこのうち事業を実施いた
しますのは二百八十八町歩程度の地域

につきまして事業をいたしたい、さよ
うに考えております。

○説明員(山崎齊君) 林野庁において
担当いたします地すべりの区域面積と
いたしましては四万三千九百九十一町歩、
箇所数にしまして千四百四十六カ所と
なっております。これに對し
まして、三十三年度に工事を行いました
箇所が百二十カ所、工事いたしまし
ます面積が百五十七町歩ということにな
っております。

○清澤俊英君 この要綱の十の二に、
「森林法又は砂防法の規定による許可
を受けた者は、当該許可に係る行為に
ついては、現行の規定による許可を受け
ることを要しない」、こうなっております。
これはもちろん関係官庁で行われ
ておる仕事でありますから、当然こう
いう仕事を進められるときは、それを
勘案して進められているのですから、
これは許可を要しないのは当りまえで
あり、そんなめんどうなことは要らな
い、こう考えるのであります。この
法律が、これができない前に、こうい
うものが計画せられておりましたもの
との関連においてこれがどういふふう
になるかということですね。当然そう
いうものが、この法律ができておいたと
勘案せられて制限等ができておいたと
考えていいのであります。その点
の、少しばかり何か食い違っておるこ
とはないであらうか、こういうふうな
あれがしますが、これからは、こうい
うものがあり、そうしてするのだから
いいけれども、その前に許可になった

工事、もしくはこれからやっていたら
とするものについて、それに対しての
食い違い等は絶対心配要らないのかど
うか。

○説明員(山崎齊君) 林野庁におきま
して治山工事を従来継続してやります
ものは、保安施設地区という制度を作り
まして、そこに対しますいろいろな事業
の禁止と制限というのをやっております
たわけでありまして、この保安施設地
区という制度におきまして、この新し
い地すべり法案ができない前におきま
しても、やはりこの地すべりの防止と
いうものをやっておりますたわけであ
りまして、従来から保安施設地区とし
て指定され、それによつていろいろ事
業の制限を受けたものも、やはり地す
べりというのを念頭に置いた制限と
いうものを従来からも受けておいたと
いう関係になっておりますので、この
両者の相違というものは、事実上ない
という形になっておりますので、この
点、御了承願いたいと思ひます。

○清澤俊英君 そうだらうと思ひます。
そこで、十一の関連事業計画と
して作られます際に、第一の項目
で「家屋その他工作物を移転若しくは
除却又は除却される家屋その他の工作
物」と、こうなっております。工作物とは
何を指すのですか。

○説明員(関盛吉雄君) ただいまお話
の関連事業計画の部分についてのこと
でございませうが、これは、法律案で参
りますと第二十四条になるのでござい
まして、この第二十四条の第一項に、

うな御質問の御懸念は、毛頭起らないように指導することはもとよりでございます。特にこれは国が補助金等を交付いたします場合において、分担金の額等を一々補助金の交付にからしめるということでありまして、先生の御心配のような点が地方で現われるかと思ひますが、これはそういう意味ではなくて、その地すべり地帯における県と市町村との団体相互間の問題を、こういうようなことを寄付金とかあるいはまたその他の方法によつて徴収しておるような例も、他にはないではないのでございまして、そういう場合には、やはり一定の、団体相互間についての基準をきめておいて、その基準は、市町村の意見を聞いた上で、議会でもつてきめる、こういう基準でない限りは、また逆に取る場合でも取れない。こういうことにした方が、道を開くと同時に、またそれについての処置をきめておいた方が、かえつて先生のような御心配を防止することにもなるし、従つて、地すべり地帯における現在の状況では、なかなか分担金をかける例はないのでございまして、その実情は、そのようになつていくかとわれわれも思つております。

によつて課しますその負担金が、どれくらい法的な強制力をもつて課せるのか、それらの点をお伺ひしておきたいと思ひます。

か、あるいは漏水がとまつて耕地が上田化するようなことが考えられる場合が非常に多いのですが、こういうような場合には、やはり特別な受益者として考えられていいのですか。

〇清澤俊英君 どうもそのところが不明確なんだ。取れる場合には取つていくし、取り得ない場合にはやめるといふふうなことで、はっきりしてありませんね。これは個人のですから。もちろん集団耕地として見ましても、個人個人から見れば、その区画だけは受益になるのだ。だがしかし、それ自身が、耕地がすべてではなく、なるほどあなたのおっしゃる通り、道路もあるし、その他いろいろの障害を来たすのですから、これはそういう解釈でいきますれば、大体においてもうほとんど特殊の、今も言われる通りどこかの山の端にでも料理屋が何かあつて、それが工事によつて非常に安全性を増したというふうな、温泉街でなければ、おそろくそういうものは適用せられな

崩壊のために国土の保全及び民生の安定に及ぼす影響は非常に大であるのであります。それでありますから、昭和二十八年災の場合においては、地すべりの特別法を作つて対策を練つたのであります。ところが、今回、政府がいふと協議の結果、こういうふうな法律を作られるという事は、まことに喜びにたえないのであります。しかし、このために要するところの資金及び要するところの面積というふうなものと、三十三年度の予算とを比較して見ると、うと、こういうふうな重大なものであるのかかわらず、予算が非常に少いために、すみやかに国土の保全及び民生の安定ができない。こういうふうなことになるだらうと思ふのであります。今、予算を見てみますると、総額が三百三十三億門を要するの

に、昭和三十三年度の予算は約五億門、こういうふうなことで、約七十

年

の歳月を要するのであります。しかし、七十年の間には、再びあるいは三たびあるいは四たびあるいは数十回にわたるところの被害が繰り返されるのでありますから、こんなことでは、この法律を作つた目的を達成することはできないと思ふのであります。政府は、三百三十三億の金を要するの

に、昭和三十三年

度で五億門くらいで、果してこの法律の目的を達成することができるとお考えであるかどうか、お尋ねしたいと思ふのであります。

〇説明員(閣議吉雄君) 地すべり防

止工事をすみやかに実施いたしまして、民生の安定、国土の保全ということを達成するということは、特に稠密な人口を有しております日本といつたしまし

て、

〇清澤俊英君 取れる場合には取つていくし、取り得ない場合にはやめるといふふうなことで、はっきりしておりませんね。これは個人のですから。も

ちろん集団耕地として見ましても、個

人個人から見れば、その区画だけは受

益になるのだ。だがしかし、それ自身

が、耕地がすべてではなく、なるほど

あなたのおっしゃる通り、道路もある

し、その他いろいろの障害を来たすの

ですから、これはそういう解釈でいき

ますれば、大体においてもうほとんど

特殊の、今も言われる通りどこかの山

の端にでも料理屋が何かあつて、そ

れが工事によつて非常に安全性を増し

たというふうな、温泉街でなければ、

おそろくそういうものは適用せられな

いだらうと、こう私は考えているので

すが、だからそういうふうな解釈して

おいていいのか。今のうちに、解釈に

ついていいのかという話をして

いて、大体において個人負担でも町村負

担でもそうかけるといふ趣旨でないの

だから、そういうことにしてあまり心

配しない方がいいと、こういう話をし

ていいのかどうか。言い詰ればそう

いうことなんです。

〇説明員(正井保之君) 先ほど申し上

げましたように、耕地の保全自体、公

共的な利益に合致するものであります

ので、ほとんどそういう特殊な場合

以外、まずないと、ほとんどあり得な

いというふうな考へております。

〇清澤俊英君 どうもありがとうござ

いしました。これでいいです。

〇藤野繁雄君 地すべり及びぼた山の

崩壊のために国土の保全及び民生の安

定に及ぼす影響は非常に大であるので

あります。それでありますから、昭和

二十八年災の場合においては、地すべ

りの特別法を作つて対策を練つたので

あります。ところが、今回、政府がいふ

と協議の結果、こういうふうな法律を

作られるという事は、まことに喜びに

たえないのであります。しかし、この

ために要するところの資金及び要する

ところの面積というふうなものと、三

十三年度の予算とを比較して見ると

うと、こういうふうな重大なものであ

るのかかわらず、予算が非常に少

いたために、すみやかに国土の保全及

び民生の安定ができない。こういうふう

なことになるだらうと思ふのであり

ます。今、予算を見てみますると、い

うと、総額が三百三十三億門を要する

のに、昭和三十三年度の予算は約五

億門、こういうふうなことで、約七十

年の歳月を要するのであります。しか

し、七十年の間には、再びあるいは三

たびあるいは四たびあるいは数十回に

わたるところの被害が繰り返されるの

でありますから、こんなことでは、こ

の法律を作つた目的を達成することは

できないと思ふのであります。政府

は、三百三十三億の金を要するの

に、昭和三十三年

度で五億門くらいで、果してこの法律の目的を達成することができるとお考えであるかどうか、お尋ねしたいと思ふのであります。

〇説明員(閣議吉雄君) 地すべり防

止工事をすみやかに実施いたしまして、民生の安定、国土の保全ということを達成するということは、特に稠密な人口を有しております日本といつたしまし

て、

〇清澤俊英君 取れる場合には取つていくし、取り得ない場合にはやめるといふふうなことで、はっきりしておりませんね。これは個人のですから。も

ちろん集団耕地として見ましても、個

人個人から見れば、その区画だけは受

益になるのだ。だがしかし、それ自身

が、耕地がすべてではなく、なるほど

あなたのおっしゃる通り、道路もある

し、その他いろいろの障害を来たすの

ですから、これはそういう解釈でいき

ますれば、大体においてもうほとんど

特殊の、今も言われる通りどこかの山

の端にでも料理屋が何かあつて、そ

れが工事によつて非常に安全性を増し

たというふうな、温泉街でなければ、

おそろくそういうものは適用せられな

いだらうと、こう私は考えているので

すが、だからそういうふうな解釈して

おいていいのか。今のうちに、解釈に

ついていいのかという話をして

いて、大体において個人負担でも町村負

担でもそうかけるといふ趣旨でないの

だから、そういうことにしてあまり心

配しない方がいいと、こういう話をし

ていいのかどうか。言い詰ればそう

いうことなんです。

〇説明員(正井保之君) 先ほど申し上

げましたように、耕地の保全自体、公

共的な利益に合致するものであります

ので、ほとんどそういう特殊な場合

以外、まずないと、ほとんどあり得な

いというふうな考へております。

〇清澤俊英君 どうもありがとうござ

いしました。これでいいです。

〇藤野繁雄君 地すべり及びぼた山の

崩壊のために国土の保全及び民生の安

定に及ぼす影響は非常に大であるので

あります。それでありますから、昭和

二十八年災の場合においては、地すべ

りの特別法を作つて対策を練つたので

あります。ところが、今回、政府がいふ

と協議の結果、こういうふうな法律を

作られるという事は、まことに喜びに

たえないのであります。しかし、この

ために要するところの資金及び要する

ところの面積というふうなものと、三

十三年度の予算とを比較して見ると

うと、こういうふうな重大なものであ

るのかかわらず、予算が非常に少

いたために、すみやかに国土の保全及

び民生の安定ができない。こういうふう

なことになるだらうと思ふのであり

ます。今、予算を見てみますると、い

うと、総額が三百三十三億門を要する

のに、昭和三十三年度の予算は約五

億門、こういうふうなことで、約七十

年の歳月を要するのであります。しか

し、七十年の間には、再びあるいは三

たびあるいは四たびあるいは数十回に

わたるところの被害が繰り返されるの

でありますから、こんなことでは、こ

の法律を作つた目的を達成することは

できないと思ふのであります。政府

は、三百三十三億の金を要するの

に、昭和三十三年

度で五億門くらいで、果してこの法律の目的を達成することができるとお考えであるかどうか、お尋ねしたいと思ふのであります。

〇説明員(閣議吉雄君) 地すべり防

止工事をすみやかに実施いたしまして、民生の安定、国土の保全ということを達成するということは、特に稠密な人口を有しております日本といつたしまし

て、

〇清澤俊英君 取れる場合には取つていくし、取り得ない場合にはやめるといふふうなことで、はっきりしておりませんね。これは個人のですから。も

ちろん集団耕地として見ましても、個

人個人から見れば、その区画だけは受

益になるのだ。だがしかし、それ自身

が、耕地がすべてではなく、なるほど

あなたのおっしゃる通り、道路もある

し、その他いろいろの障害を来たすの

ですから、これはそういう解釈でいき

ますれば、大体においてもうほとんど

特殊の、今も言われる通りどこかの山

の端にでも料理屋が何かあつて、そ

れが工事によつて非常に安全性を増し

たというふうな、温泉街でなければ、

おそろくそういうものは適用せられな

いだらうと、こう私は考えているので

すが、だからそういうふうな解釈して

おいていいのか。今のうちに、解釈に

ついていいのかという話をして

いて、大体において個人負担でも町村負

担でもそうかけるといふ趣旨でないの

だから、そういうことにしてあまり心

配しない方がいいと、こういう話をし

ていいのかどうか。言い詰ればそう

いうことなんです。

〇説明員(正井保之君) 先ほど申し上

げましたように、耕地の保全自体、公

共的な利益に合致するものであります

ので、ほとんどそういう特殊な場合

以外、まずないと、ほとんどあり得な

いというふうな考へております。

〇清澤俊英君 どうもありがとうござ

いしました。これでいいです。

〇藤野繁雄君 地すべり及びぼた山の

崩壊のために国土の保全及び民生の安

定に及ぼす影響は非常に大であるので

あります。それでありますから、昭和

二十八年災の場合においては、地すべ

りの特別法を作つて対策を練つたので

あります。ところが、今回、政府がいふ

と協議の結果、こういうふうな法律を

作られるという事は、まことに喜びに

たえないのであります。しかし、この

ために要するところの資金及び要する

ところの面積というふうなものと、三

十三年度の予算とを比較して見ると

うと、こういうふうな重大なものであ

るのかかわらず、予算が非常に少

いたために、すみやかに国土の保全及

び民生の安定ができない。こういうふう

なことになるだらうと思ふのであり

ます。今、予算を見てみますると、い

うと、総額が三百三十三億門を要する

のに、昭和三十三年度の予算は約五

億門、こういうふうなことで、約七十

年の歳月を要するのであります。しか

し、七十年の間には、再びあるいは三

たびあるいは四たびあるいは数十回に

わたるところの被害が繰り返されるの

でありますから、こんなことでは、こ

の法律を作つた目的を達成することは

できないと思ふのであります。政府

は、三百三十三億の金を要するの

に、昭和三十三年

度で五億門くらいで、果してこの法律の目的を達成することができるとお考えであるかどうか、お尋ねしたいと思ふのであります。

〇説明員(閣議吉雄君) 地すべり防

止工事をすみやかに実施いたしまして、民生の安定、国土の保全ということを達成するということは、特に稠密な人口を有しております日本といつたしまし

て、

〇清澤俊英君 取れる場合には取つていくし、取り得ない場合にはやめるといふふうなことで、はっきりしておりませんね。これは個人のですから。も

ちろん集団耕地として見ましても、個

人個人から見れば、その区画だけは受

益になるのだ。だがしかし、それ自身

が、耕地がすべてではなく、なるほど

あなたのおっしゃる通り、道路もある

し、その他いろいろの障害を来たすの

ですから、これはそういう解釈でいき

ますれば、大体においてもうほとんど

特殊の、今も言われる通りどこかの山

の端にでも料理屋が何かあつて、そ

れが工事によつて非常に安全性を増し

たというふうな、温泉街でなければ、

おそろくそういうものは適用せられな

いだらうと、こう私は考えているので

すが、だからそういうふうな解釈して

おいていいのか。今のうちに、解釈に

ついていいのかという話をして

いて、大体において個人負担でも町村負

担でもそうかけるといふ趣旨でないの

だから、そういうことにしてあまり心

配しない方がいいと、こういう話をし

ていいのかどうか。言い詰ればそう

いうことなんです。

〇説明員(正井保之君) 先ほど申し上

げましたように、耕地の保全自体、公

共的な利益に合致するものであります

ので、ほとんどそういう特殊な場合

以外、まずないと、ほとんどあり得な

いというふうな考へております。

〇清澤俊英君 どうもありがとうござ

いしました。これでいいです。

〇藤野繁雄君 地すべり及びぼた山の

崩壊のために国土の保全及び民生の安

定に及ぼす影響は非常に大であるので

あります。それでありますから、昭和

二十八年災の場合においては、地すべ

りの特別法を作つて対策を練つたので

あります。ところが、今回、政府がいふ

と協議の結果、こういうふうな法律を

作られるという事は、まことに喜びに

たえないのであります。しかし、この

ために要するところの資金及び要する

では、先生の御指摘の通りでございます。やはりこの地すべり防止対策というものを立てまして、全体の事業計画に基きました事業を推進していくためには、ただいま御指摘の通り、現在の三十三年度の予算額では、数十年の年月を要することになるわけでございまして、この点は、大臣もいろいろな機会にお話を申されておるのでございしますが、建設省といたしまして、できるだけ御趣旨に沿うように、この地すべりとはもとより、治山治水の全体の問題として、計画の達成に努力をいたさなければならぬ、こういうことは御承知の通りでございます。ただ、国の財政の關係で、この程度のところにつきましては、約倍近くは事業費に増額いたしておりますことと、さらに、地すべり地帯における住民の生活の安定のために、危険、危害を防止するということの一案といたしまして、関連事業計画を推進いたしまして、特に人命の防護という点から、危険地帯における住家の移転に対しまして、この法律案によりまして、三十三年度は千戸の住宅につきまして、二億四千余万円の融資を準備いたしまして、別に実施することになっております。なお、この地すべりの防止という事は、地質の構造とか、あるいは土地々々によりまして、地すべり地帯の地質の關係等から見まして、非常に困難な問題もたくさん持っておりますので、この法律にありますが、これら地すべり地帯の部分につきましては、国がみずから調査をいたしまして、そしてこの指定をいたすと同時に、地すべりの防止工事に必要な調査費につきまして、三十

三年度は、建設省におきましては五百万円、指定の調査に必要な経費といたしましては二百数十万をもちまして、事業の実施の効果的な計画の達成にまず進もう、こういうことでございします。特に緊要な地すべり工事につきましては、緊急なもの、五カ年をもつて、できるだけすみやかに達成したい、こういうふうな計画でございしますことを申し上げて、御了解をお願いしたいと思います。

○藤野繁雄君 さつきも申し上げた二十八年度の地すべりでも有名であつた倉石山の防止の状況を本年の二月に見て参つたのでありますが、その施策がしっかりとつたために、現在においては、安心して生活ができる、またつづれたところの土地も回復ができています、こういうふうなところであるのでありますから、住民の安定のためにも、また防止のためにも、すみやかにこれをやるということが、次に起るところの災害による被害よりも、より少いところの金で効果を発揮することができるとありますから、今お話のように、緊急なところは五カ年で達成するという計画であるとしたならば、できるだけ短期間にこの目的を達成して、そして第一の目的にも書いてあるように、国土の保全、民生の安定に、一その皆さんの御尽力をお願いしたいと思つております。今のような希望を付しておきます。

○千田正君 建設省並びに農林省の砂防関係と、この地すべりとの關係は、どういふふうな調整していきますか。工事の実施に当りまして、その見解をただしておきたいと思つた。

○説明員(國盛吉雄君) ただいまお話のございました地すべり防止地帯と、地すべり防止区域として指定されます地域の中には、もとより今まで砂防指定地域として指定されております地域の一部を持ってございします。現在のところ、砂防指定地域に該当する所が、このうちのまあ一割程度になるわけでございしますが、しかし、この地すべり等防止法というものは、農林、建設両省の、地すべり防止のためにする国土の保全の対策として、統一立法をいたして進んでいくわけでございしますので、従つて、これは地すべり法によりまして、地すべりの防止を一元的に計画していく、こういうことになるわけでございします。従つて、この法律によつて、地すべり防止を一元的に、こういうことで基本計画を立て、また王事を實施し、所要の関連事業計画を実施する、こういうことでございします。

○千田正君 私の聞いてゐるのは、予算の實施に當りまして、ただいまのあなたの御答弁によると、この法案の対象になるものは約一割程度である、そして、法案としましては、建設、農林ともに一つのラインで進もう、こういうわけで、予算の執行に當つては、砂防予算とは切り離して、別に予算を組むんですか。

○説明員(國盛吉雄君) 昭和三十三年度の予算は、砂防事業費補助の中に、新たに目を設定いたしまして、地すべり事業費補助という目に、先ほど御説明をいたした建設省所管の一億八千万円を計上いたしておるわけでございします。従つて、通常砂防と地すべり事業補助とを分けて予算を計上いたしておるわけであります。

○大河原一孝君 ばた山の管理について一つお伺いしたい。この資料にもありますように、ばた山というのは炭鉱地帯のいわゆる石炭から出る腐石あるいは運炭から出る腐石等が集積されたいわば山なんです、この法案によりまして、地すべり法の対象になるのは、現在すでに炭鉱が休止されて、経営がされてない、そういう所だけであつて、現在経営が続けられておる所は対象にはならぬということですか、これは。

○説明員(國盛吉雄君) ばた山の管理の問題と本法との關係でございします

○大河原一孝君 こういう場合はどうでありませうか。現在やはり鉱業権者が事業を經營しておるのですが、ところが、ばた山が二つも三つもある。しか

うであるでしょうが、今度本法が通過すれば、その項目によつてあなたの方では予算をやられるでしょうが、三十四年度以降はどうなんですか。やはり三十三年度と同じような目で処置していきませうか。それとも、この法案としての裏づけとして、独自の予算を獲得しようというお考えですか。その点どうなんですか。

し、ぼた山といつても、現在そのぼた山を依然として使つておる、そういううぼた山もあるわけです。それから、もう相当古くなつて、およそ十年も二十年もたつておるのでありまして、そうしてこのぼた山は全然使用してない、こういう場合は、やはり経営者は、現実には事業を経営しておるのですから、やはりこういう現在使用されてない十年も二十年も古いようなぼた山に対して、やはり経営者が事業を経営しているということで、この法案の対象にはならぬ、依然として鉱山保安法なりあるいは鉱業法によつて、やはりそういうものは対象としていかなければならぬ、こういうものでありますか。

した数字が出ると思いますが、このぼた山の数よりはふえることがないように、本法の対象といたしまして実施をいたしていきたい、こういうことに政府部内では話をきままして進行しようじゃないか、こういうことでございます。

○大河原一次君 今日までこういう現象がたまたまあったのですが、これは何年前か私記憶ありませんが、長崎であります。長崎においては、ぼた山の崩壊によって相当農地がつぶされ、また、人畜の被害を出したということであります。それから最近においても、ほんのわずかですがこういう事態が――崩壊がされている。御承知のよ

うに、ぼた山というのは普通の山と違って、先ほど申し上げましたような重炭酸の魔石・石炭の魔石等が集積されておるから、普通の場合とは違つております。従つて、表面は非常にかたいように見えても、實際は、草も木も、五年や十年植えただけでは生えないという状態でありますから、従つて、相当風雨にさらされますと、そのことによって、一度に崩壊して、下にある田畑がこれによつて埋没されてしまうというような事態があつたのです。従つて、これはすでに魔鉱になつて経営が経統されていゝ場合もそうであります。

現在、経営されておつても、ほた山に對する管理が十分でないわけですが、從いまして、そういう管理が十分でない所に対しては、これは先ほど言われたた鉱山保安法の規定によつて、そういう管理を経営者みずから行わなければならぬ、こういうことになつておると思ふのですが、實際は、これは次長さんが調べてみればわかるのですが、ほ

とんど相当大きな経営をやっている所ですら行われていないのです。私は、四、五年になりますが、ドイツとベルギーに行ってきたのですが、ベルギーでもドイツでも、現在もそうであるが、経営をやっているもそうでありませんが、厩鉢になった所については、相当樹木を植えて、緑化運動の一環としてやって、これによって防止をやっているという事態がありますが、日本では、そういうことはまだ見ていないのです。そういう面に対しては、あくまでも鉱山保安法の規定によって取締りをさしていくというそういう考え方になっておりますか、どうでありますか。

○説明員(關盛吉雄君)　ただいま先生の御指摘の、本法の対象とならないぼた山につきましては、鉱山保安法による監督、指導を嚴重にいたしまして、その鉱業権者等が崩壊防止対策について遺憾のないように、通産当局から処置するということになっております。ただ、御指摘のように大企業もあり、あるいは中小企業の炭鉱もありますので、中小企業炭鉱の経営の問題につきましても、ぼた山崩壊防止対策そのものの実施等、十分に参りますようにしたい。通産省の方におきましても、先般、衆議院の委員会におきまして、こ

の点が一つの論点の中心でございまして、この問題につきまして、ただいま御指摘のような方策につきまして、できるだけの措置をしたいということ、で、われわれもそのことを期待して、本法の対象になる部分だけをとにかく国土の保全をやらう、こういうことになしたのでございます。

なお、ぼた山につきましては、すで

に一部林野庁の方におかれましても、防止工事を直轄でやっておられる実績もございます。従って、築造等の基準とかあるいは工事の結果についての実績もございますし、建設省の方におきましても、最近砂防指定地域の中でやった経験もございます。

○雨森常夫君　時間があまりないそうですから、ごく簡明に御質問申し上げます。主務大臣が農林大臣と建設大臣と両方にわたっておるようですが、どういふふうに主務大臣になるのか、あるいはまだきまつていないのかも知れませんが、こういうものは建設大臣、こういうものになると農林大臣という分け方があるのか、それをちょっと。

もう一つ簡単に。直轄工事を主務大臣がやる場合があると、こうなっておるのですが、その程度ですね。機械力とか技術力とか、そういうものが必要だということです。か書いてあるのですが、その程度は何かありますか。

○説明員(閣盛吉雄君) 第一点の主務大臣につきましては、地すべり等防止法案の第五十一条にその規定を設けてございまして、これは地すべり防止区域の指定と管理についての主務大臣の考え方の根本は、砂防法の第二条によつて指定された土地の存する地すべ

り地域、これはもちろん建設大臣でございます。特にこの砂防法の指定というものは、治水上砂防のためにするという一つの要件が客観的にきまつておりますので、これに準すべき土地も建設大臣の所管ということに五十一條の第一号となっております。それからもう一つは、林野庁の關係は、森林法の第二十五條の第一項の規定により指定

された保安林、同様に保安林というものの指定の客観的な基準がございますので、この保安林として今は指定されていなくても、この保安林として指定すべき客観的基準に該当するものは、準すべきものといったしまして保安林と同様に農林大臣の所管にする、それか

ら保安施設も同様でございます。これらの地すべりを除きました部分につきましては、まず土地改良法の第二条第ニ項に規定する土地改良事業が施行されている地域、それからまた、計画の決定されている地域、準すべきこれらの地域、は、農林大臣、これら以外の地域は建設大臣と、こういうふうに規定されております。ただ、経過的に、

この今までやっておる工事で、この五十一條と平仄の合わないような地帯ができてきた場合におきましては、經過的に別の規定によりまして、それらの場合に当該工事が完了するまではその大臣でやる、こういうことにいたしました。一面において、今後地すべり防止の統一をはかるために所管を明確にいたしました。この山はどっちの所管だ、こゝの辺の所はどの所管だということが、第一線で御質問のないように、法律の条文においてははっきり整理いたしました。さらに府県別にも、実際の実務上は、こまかく面積を混淆を来たさな

いように整理いたしております。
それから第二点の直轄工事の部分でございしますが、これはこの法案の第十條にございまして、主務大臣が都道府県知事にかつて防止工事をするということができる場合は、もちろん都道府県知事の意見を聞かなければなりません。その要件は、地すべり防止工事の規模が著しく大である、それから

高度の技術を必要とする、それから高度の機械力を使用する必要がある、それからさらに都府県の区域の境界にまたがってある、こういう場合におきましては、知事の意見を聞いて、主務大臣みずから知事にかわって直轄工事をすることができると、十条で規定しております。

○雨森常夫君 今私のお聞いしておるのは、今御答弁になったことは書いてあるからわかつておるのですが、たとえば第一点の問題のこれは、私現地の事情をよく知らぬから、愚問を免しておるかもしれませんが、両省の所管するべきものはあるのですが、これが錯綜して一地域になっておる場合です、ね、その両方のたとえ保安林が一部あるとか、あるいは一部土地改良区が入つておるとかいうような場合に、どういふふうになるのかということをお聞きしておるのです。

それから第二の問題は、私のお聞きしておるのとちよつと違ふのですが、それはよろしゅうございます。

○説明員(正井保之君) ただいま主務大臣の点につきまして御質問のようでございますが、防止法によりまして統一的に地すべり現象をできるだけ防止し、また関連しまして必要な事業をやるといふことでございまして、所管におきましても、その間錯綜することのないように、できるだけまとめて処置するといふことでございまして、それで、それを具体的にきめて参りますので、めどをどこに置くかといふことでございまして、従来あるいは砂防法によりまして、あるいは森林法によりまして、地すべり防止、あるいはそれに準ずるような仕事もやつて参つており

ます。そこで、その分担のめどといったしまして、先ほど説明がございましたように、砂防法の二条の規定によつて指定されておる土地、これは建設省で所管する。従いまして、そういう土地の中に土地改良区の施設がございしても、あるいは土地改良事業が施行されておりましたも、一括して建設省の方で担当していただく、こういうわけでありまして、で、それ以外の所につきましまして農林省、たとえば農地局で担当するものはどういふ所であるかというところが第三号に規定されておるわけでありまして、で、五十一條の第二項にございまして、指定をする際には、各主務大臣が相互に協議をするという建前になっておりますし、また、砂防法に基きまして砂防地域として指定をするといふふうな場合にも、事前に十分連絡をとるといふふうな、運用上の覚書等も取りかわしてございまして、その間にむだのないようにいたしたいといふふうに考えております。

○千田正君 今の雨森委員の質問されたことは、非常に重大な問題だろつと思ふのです。なぜかといふと、過去におきましてもこの建設事業において、農林省及び建設省、両省にまたがる問題が起きて、末端においてはそのセクションナリズムでいろいろな紛糾を来たすことがある。ですから、この案が成立するに際しては、その点を明確にしておかないといふと、将来の実施の上においてはなほ遺憾な点が生じてくるおそれがあるので、その点は明確にしておく必要があると思ひますから、あらためて私は次の機会でもありましたら、答弁をいただきたいと思ふのです。

○政府委員(瀬戸山三男君) もし具体的な説明を必要とすれば、事務局の方からお答えいたします。

この案を作りますときに、今、千田委員からお話のありましたように、え、役所ではなわ張りや非常に主張いたしまして、実際問題として、過去ににおいては、地方の困つておる住民は、一体農地関係であるのかあるいは建設関係であるのか、そういうことで、場合によつては両方が競争し、場合によつては両方が困つておる実例が相当多かつたのであります。そこで、今度この地すべり等の対策の法案をきめまして、建設、農林両省であります。そういうことのないようにいふことを大きな眼目にいたしまして、立案をいたしております。でありますから、将来そういうことは絶対と言つては、あつたときにしかられますが、ないものと御了承願ひます。

○千田正君 説明される方は、せつかく建設、農林両省において、この案の実施に対しては万全を期すといふお答えでありますから、われわれも信頼しますが、ただいま政務次官のお答えのように、実施に當つて、その末端において紛糾を起さないように、あるいは予算の獲得等においてお互いになわ張りの根性を捨てて、これが達成を期していただきたい。特に要望しておきます。

心にして分担がきまるのか、それで大分そういう見解が違つてくる。たとえば山がこう動いてくる、動いてくるが、この山ぐらゐは林野として大した関係はない、これが動いてくると川がふさがつてしまふ、こういう問題が出てくる。そこで行方場所、林野の地区で実際の災害としてしなければならぬ、仕事は河川の場合、こういうような場合がありましたら、どちらになるのですか。

○説明員(山崎齊君) 御存じのように地すべりによる災害の発生といひますのは、普通の山ぐらゐは、がけくずれといふようなものとは異なりまして、大体一つの地域が地すべりの危険があるのだといふことは、あらかじめ十分わかる状況にあるのであります。それで、お手元に配りました資料の三ページを、ごらん願ひたいのであります。建設、農林両省におきまして、現在地すべり地域として全国を調査いたしてわかつておりますものが五千五百八十四地域あるわけでありまして、このそれぞれ地域につきまして、この箇所を五

万分の一の図面にそれぞれ精細におろしまして、それが先ほど建設と農地から御説明いたしましたように、建設、農林のどちらがその地域を担当したらいふのかといふことを、各個所ごとに検討し合ひまして、この五千五百八十八のうちで、農地が六百三十四カ所、林野が千四百四十六カ所、建設省が三千三百四十四カ所、これをどの地域のどこをそれぞれが担当するかといふことで、区域をはつきりきめて受け持つといふこととした次第でありまして、いろいろ御指摘のように、それぞれの具体的な箇所におきまして、どこが担当

すべきかといふふうな点についての紛糾というものは、地すべりに関しては、従来のほかの事業と違ひまして、そう起るものではないといふふうな、われわれ関係者はかたく考へておる次第であります。(了承々々と呼ぶ者あり)

○委員長(重政庸徳君) 本件については、この程度にいたします。

○委員長(重政庸徳君) 速記を起して。

○委員長(重政庸徳君) 速記を起して。

○委員長(重政庸徳君) 次に、農業改良助長法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

本件につきましては、昨日質疑を終了いたしておりますので、直ちに討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○柴田榮君 私、ただいま議題となつております農業改良助長法の一部を改正する法律案に賛成するものであります。

しかしながら、農業改良普及所に対します経費、これに対する国の補助に關します予算、並びに補助の根拠等につきまして、質疑の過程におきまして明らかにせられませんでしたように、いろいろの問題が残されておるのであります。今回の法律改正の機会に、これらの問題に對しまして政府の善処を求め、さらに普及活動の一その発展を期して、この際、次のような付帯決議を行うことを提案いたします。

附帯決議(案)

政府は、今回の法律改正に當り次

の措置に遺憾なきを期すべきである。

一、農業改良普及所に対する国の補助は、農業改良助長法第十四条第一項第一号及び第二号並びに第十六条の三によつて交付されることを確認し、補助に必要にして充分な予算を確保し、その補助率は実質上三分の二を堅持し、普及所の機能の充実に努めること。

二、改良普及員の研修に努め、その素質技能の向上を図るとともに他の団体の技術員との連係を密にし、その能率の増進をはかること。

以上であります。御賛成をお願いいたします。

○千田正君 たいだいま議題となりました農業改良助長法の一部を改正する法律案に關しまして、柴田委員からの付帯決議を附けてこの法案に対しては賛成の意を表しますが、特に、私はこの際、農林當局に要望しておきますのは、当委員会において、しばしば重要な法案に対して決議あるいは付帯決議等を付して、これを政府に送付いたしますけれども、どうも、から念仏に終るきらいが過去においては多々あったのであります。われわれは、これを単なる議論として出しておるのではありませんで、特にこういう問題につきましても、誠心誠意政府としてはこたえていただきたい。から念仏に終らないように、雷の落ちたあとに、天下晴れてなどというどらむすこのような考え方は……（笑聲）確かにわれわれの誠意をよく受け取って、これに対処する方針をきめていただきたい。この点を要望いたします。賛成いたします。

○委員長（重政廣徳君） 他に御意見もないようですが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（重政廣徳君） 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。農業改良助長法の一部を改正する法律案を、原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（重政廣徳君） 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました柴田君提出の付帯決議案を議題といたします。柴田君提出の付帯決議案を、本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（重政廣徳君） 全会一致と認めます。よつて柴田君提出の付帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましても、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長（重政廣徳君） 御異議ないと認めます。よつてさよう決定いたします。なお、本案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名
柴田 榮 藤野 繁雄

清澤 俊英 鈴木 一
上林 忠次 秋山俊一郎
雨森 常夫 佐藤清一郎
関根 久藏 田中 啓一
田中 茂穂 仲原 善一
堀 末治 堀本 宜實
東 隆 大河原 次
河合 義一 千田 正
北條 尚八

○委員長（重政廣徳君） たいだいまの決議に対し、政府を代表して、農林政務次官から発言を求めます。

○政府委員（瀬戸山三男君） たいだいま農業改良助長法の一部を改正する法律案を御可決願ひまして、ありがとうございます。

なお、たいだいま付帯決議を御決議になりましたが、付帯決議について、決してこれをその場限りに考えておるわけではございません。誠心誠意をもつて御趣旨に沿うように実行いたしたいと思ひます。

そのうち第一項の問題については、審議中にいろいろ御議論がありました通りであります。補助率については三分の二ということに堅持いたすつもりであります。ただ、現在の予算に計上いたしておりますものが、三分の二の計算ではありますけれども、実質上においてなお十分でないというのを私どもも自覚いたしておりますので、この制度の重要性にかんがみまして、さらに一段の努力をいたしたいと思ひます。

第二項については、これは当然のこととでありますので、十分その趣旨に沿うように善処いたしたいと思ひます。

○委員長（重政廣徳君） 農林漁業団体職員共済組合法案を議題にいたしました。

職員共済組合法案を議題にいたしました。

引き続いて質疑を行います。質疑の向きは、御質疑を願います。

○大河原 次君 私は、厚生大臣に若干の質問を申し上げたいと思ひます。すでに前問、あるいは前々問において相当質疑がかわされておりますので、私はこの際、二、三に集約しまして御質問申し上げます。

その前に、私は今出されております農林漁業団体職員共済組合法案については、内容的には多少の不備があるけれども、原則的に私は賛成をしておきます。賛成であります。ただ、今申し上げましたが、内容的に不備であるというその点については、いろいろあるのですが、特に職場転換等による場合において、これが通算されないというふうな、そういう不備もあろうと思ひます。しかし、こういう不備は将来、厚生大臣みずからも念願されておられるところの、将来できる国民年金制度確立の場合に、こういう不備が是正されるものであると思つて、従つて、そういう前提に立つて、むしろ穴を空けておいたのではなからうかという、そういう感じを持つておられるわけでありま

す。

そこで私は、一つこの際、厚生大臣にお伺ひ申し上げたいのは、現在すでに厚生年金のほかに、たとえば、吏員の年金制度、職員組合法ですか、あるいはまた相当ありまして、八つでありますか、私の記憶するところでは、八つ程度の年金制度が確立されているの

であります。そこへきて、さらに今日農林漁業団体職員共済組合法ができようとしておられるわけなんです。こうなりますと、われわれも長い間念願している厚生年金、国民年金の制度確立というものが、いつの日に到来するのであるかということについて、多少の不安を持つものであります。従いまして、できることであるならば、こういう農林漁業団体の年金制度は、もう少し前にほんとうはできているべきであつたと、かように考えるのであります。従いまして、国民年金制度に統合される場合には、七つよりも六つがいい、六つよりも五つがいいので、なるべく少い方が統合、あるいは整理する場合に非常にいいと思つたのであります。ところが、こういう年金制度があとからあとから出てくるということは、むしろ今後の国民年金制度確立のために障害になるのではないかと、こういうふうに考えているのであります。こういう点について、まず第一点に厚生大臣からの御答弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣（堀本三三君） 今お話の点は、私も非常に心配している点であります。実は、国民年金制度の創設の要請が、最近、特に非常にやかましい問題になっております。むしろ軍人恩給その他の問題との関連もありませんが、終戦後の新しい日本の社会の情勢、ことに従来の家族制度というものが相当変貌を来たして参りましたときに、本質的にこれらの国民年金制度がしかれること自体が、当然の要求であるというところを考へておられるのであります。お説の通り、現在すでに相当数の共済組合法、その他による年金制度というものがあつて、今回、

農林漁業団員がみずからの負担に
おいて、そうして年金制度をしきたい
という考え方に強く立ちましたとき
に、実は今の厚生年金制度そのもの自
体で、一体諸般の要求が満足されるべき
ものかどうかという点についても、私
どもとしては考えなければならぬとこ
ろがありますので、この際、そうい
う団体の要求に対しては、現実的に国民
年金制度が近くしかれるということに
よってこれを押さえることは、私ども政
治のあり方として適当でないというふ
うに考えまして、私も、基本的には御
賛成申し上げた次第であります。しか
しながら、今後この種の共済組合その
他の方式による年金制度ができて参り
ますことは、すでに御承知の通りに、大
体本年の五月になりますれば、社会保
障制度審議会の御答申が得られるような
状況になって参りましたので、政府とし
ても、日も早く国民年金制度をしきた
いということと相待ちまして、そういう
御答申も近いという事柄でございま
すので、まずもって、私どももいたしま
しては、農林漁業団員共済組合制
度による年金というものを最後の法案
にいたしたい、こういうふうに考えて
おる次第でございまして、と同時に、
国民年金制度自身は、まだ御答申は受
けておりませんが、私も常に表裏一
体になつて事務を進めなければならぬ
立場にありますものは、ほぼその方向
についても察知することができま
すので、なおそれらの調整といふこと
も考へて、同時にこの問題にも対応
いたしましたような次第でございま
す。

○大河原一夫君 ただいまの大臣の御
答申の中には、今回の農林団体等の強
い要望もだしがたく、現状としては
認めざるを得ないというようなことで
認められておるようでありますが、
こういうものができた後に——決して
私は、これ自体の問題といたしまして
は、私は異議はないわけなのでありま
す。しかし先ほども申し上げましたよ
うに、今後の厚生年金確立の上に、相
当障害になつてくるだらうということ
は予想するにたかたかといふわけであ
ります。従つて、さらに今、大臣の御答
申のようであるとするならば、この法案
ができることによつて、さらに今日予
想されておるのは、中政連であります
か、中小企業団体の方々が、相当数を
もつて、やはりこれと同じような要する
に共済組合を作らなければならぬとい
う大きな盛り上がり、事実が現われ
ておるわけでありまして、こうした場合
に、今御答申のような、要請もだしが
たくといふ、そういう現状であるなら
ば、再びまたこの中政連の要請にも沿
わなくちゃならないだらう、こういう
ふうにならぬのは考へておるわけであ
りますが、いかがでありますか。

○國務大臣(堀木三君) 今具体的に
おあげになりました、中政連の問題
は、率直に言えば、この法案とはよほ
ど内容を異にした趣きもございませ
ん。従つて、果してあれが成り立ち得るも
のかどうかといふこと自体に疑問があ
りますと同時に、何も強い御要望があ
るからといふだけの点で物事を考へて
はおられません。しかし、この農林漁業
団体職員共済組合法による年金制度
は、率直に申し上げますと、従来厚生
年金の適用を受けていた方々でござい
ます。それがこうして厚生年金から離
れた年金制度をお作りになるという
と、現在のところは、率直に言つて、厚
生年金自身が一部、まあ少し表現を大
きくいたしましたれば、一部崩壊いたす
というふうな現状にはなり得るわけ
であります。しかし、そういう前例もな
いわけではございませんが、この種の団
体自身にはこの種の団体としての単純
な、強い要望というよりも、相当理論的
にもこの種のものが従来あります共
済組合制度と共済組合方式による年金
制度と比べまして、特段にこの問題だ
けを、もうでき上るんだからという理
論的な根拠だけでやつていくことは、
私は、よくないといふふうに考へてお
るのであります。しかし、今申し上げ
ましたように、五月にはもうすでに答
申が出まして、五月にはもうすでに
国民年金制度をしなければならぬか
といふ基本的な構想だけはでき上るわ
けでございまして、政府がこれに即応
して事務的な案を作りますとすれば、も
う現在の状況においては、私は、他に
年金制度ができ上る、厚生年金制度の
適用者のうちから離脱してでき上る
というふうなことも、現実的には予想
できませんし、また、そう簡単に、おれ
たちだけでもつて何でも作るんだと
いつてでき上るものではないと思ふん
だ、私も私どもとしては、まず心配はな
い、私どもとしては、念のため
に、この年金法案を閣議決定いたしま
す際に、私どもとしては、今後国民年
金制度の創設を急ぐとともに、この厚
生年金制度が崩壊していくような方向
においては行政的な処置をしないとい
う線で考へ、方針をまゝとめておるわ
けでございまして、従つて、御指摘の中
政連は、理論的にある問題が成り立つ
か成り立たぬかといふふうな問題があ
りますと同時に、政府の方針としては、

新しいものを認めて参らないように、
時期的に考へましても、そういうもの
ができ上らないといふことで、閣議に
おいて決定いたしますことは、一向私
は差しつかえないことであり、また、
政府としてはその方針で参ることだけ
は、はつきり申し上げられることが
できると思ひます。

○大河原一夫君 今の厚生大臣の御答
申を、私は強く信じておる一人であ
ります。そういう方針でいてもらいた
いと思ひます。

○國務大臣(堀木三君) 先ほども御
答申の際に触れましたように、本質的
には、敗戦後の日本の社会は非常に
貌してきております、なかなか家族
制度が崩壊いたして参つておる。しか
も、新しい憲法で国民の生活を保障
しようとする、国の責任において保障
しようという觀念があります以上、私
どもは、国民年金制度が一日も早くし
かるべきものであつたらうといふこと
は考へます。しかし、敗戦後の日本の
の経済社会の情勢で、直ちに年金制
度をしきといふことは、おそらく何人
もこれをほんとうに企て得るところで
なかつたらうと思ひますが、

最近の社会情勢は、もうそういう問題
も私どもとしてはそういう事情が過ぎ
て参り、かたがたみずからの団体の利
益で自分たちの生活を守らうという考
え方が非常にたくさん出ておるよう
で、場合によれば、給与のいい方だけ
はすでにでき上りつゝある。そうす
ると、社会保障の観点に立ちます国民
年金をしきます上においては、支障が
きて参りますので、私どもとしては、
そういうふうな本質的な社会情勢及び
最近の社会情勢から見まして、一日も
早くこの制度をしなければならぬ
といふふうに決心をいたしておるよ
うな次第でございまして。

○大河原一夫君 現在の厚生年金の積
立費は幾らになっておりますか。積立
金が大体……一つ簡単にけつこうで
すから。

○説明員(小山進次郎君) 三十二年末
現在でおよそ二千億程度になってお
ります。

○大河原一夫君 こういうふうな傾向
が——今言つて厚生年金からの脱退
といふことが形になつてきておるわ
けですが——これが、先ほどもしばし
ば言つたように、国民年金制度とい
うものが確立する前の姿として現われ
ておるのですが、しかし、現状として厚
生年金の現状を考へる場合に、こうい
う傾向がいかに傾向であるかどうかとい
ふことについての厚生大臣の御答申を
お願いいたします。

○國務大臣(堀木三君) ちょっと御
質問の实体を把握しておりませんが
しませんが、積立金の問題でありま
すが、厚生年金による年金受給者とい
うものは、御承知の通りにまだ始ま
つたばかりでございまして。しかも、炭

夫について適用が、年限が短いために起つて参りましたためでありまして、従つて、積立金が非常に多いというのは、現状としてはやむを得ないんじゃないか。今後、年金受給者が相当ふえ参りますという事は言ひ得るのでありますが、現在のところでは、今申し上げたような状態でありまして。

○大河原一孝君　そこで、ちよつと飛躍した質問になるかもしれませんが、将来国民年金制度が確立された場合、既設の今七つ、八つあります、こういう年金制度というものが、これがつまり国民年金制度という中に吸収されていくのか、あるいはまたプラス・アルファとしてこの上に重なっていくのかどうか。

○國務大臣(堀木鎌三君)　国民年金制度をします以上は、私は何と申しますか、ベースになる一定のものは共通でなければならぬ、それは総理大臣が申しております統合調整するという意味の分に当たるわけでございます。ただし、おのおの共済組合によつて受けておられるものについて、そのベースは国民年金に統合調整をいたしますが、付加的な方式として、現状では、採用せざるを得ない、その、何と申しますか、国民が全部一本の国民年金制度に直ちに参りますことは、現状から判断して、適当でなからう、こういうふうに考へております。

○大河原一孝君　先ほどの質問の中に言葉が足りない点があったと思うのですが、そういう場合において、結局、現在あります各種の年金制度、これに掛金をされても、各組合の方々の上に、いわば既得の権利というものが守られていくということがやはり心配

になるのじやなからうかと思うのですが、その点を一つ。

○國務大臣(堀木鎌三君)　むしろそれらの問題を帳消しにすることはできるはずがないと思つております。ですから、今あなたのおっしゃったような附加方式を採用されるよりはかかないといふふうに私は考へておりますが、おそらく社会保障制度審議会も、その方式をとるでなからうかと思ひます。しかし、あまりそれらについて具体的に申し上げるのは、かえつて社会保障制度審議会の現在の審議に私どもがどう考へておる、ああ考へておるといふことを申し上げるのはどうかと思ひます。が、今の点としては、私どもとしては附加方式によつてやるので、現在の共済組合の人が受けておる利益が失われるといふことはない。ただ、国民年金制度ですから、基本的なものは一緒になるといふふうな方式で考へてみた

い、こゝろ思つております。

○大河原一孝君　そういうことで、国民年金制度確立への道は、相当困難も予想されるでしょう。また、その前には、いろいろな整備をしなければならぬ、調整をしなければならぬといふ点も、相当派生してくるだらうといふことを、私は十分に予想することができるとあります。そこで、そのまづ前提として、今そういう七つ、八つあります、現在そういう年金制度が確立されていない、国家から、むしろ何といひますか、忘れられておつたといふような国民の中、いわゆる生活困窮者でありますボーダー・ラインにある方々、特にこの中においては老齢、不具障疾あるいはまた母子家庭、こゝろした者は、今日新しく国民年金制

度というものが確立される前の一つの整備の段階として、あるいはまた、過渡的な措置として、現在出されてい

る地方団体等のこういう組合が作られると同じような立場に立つて、今申し上げましたようなボーダー・ラインにおられる方々のための、何らかの措置が講じられておるか。むしろ、生活保護法の適用というふうな、そういう面では、いろいろ手は尽されておると思ひますけれども、しかし、国民年金制度というものが確立される前の一つの整備としての考へ方です、整備をしなければならぬといふやうな考へ方があるならば、そういう点をお述べ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(堀木鎌三君)　国民年金制度を創設いたしました、先ほど、現在の厚生年金について御質問になりましたように、この釀出方式で参りますれば、実際の支払いは相当とになるわけでございます。しかし、それでは、私ども社会保障制度の一環としてやろうと思ふものでは、そういう観点に立つたものでは、今おっしゃいましたやうな高齢者でありますとか、母子家庭でありますとか、あるいは重度の身体障害者といふものは、どうしても無釀出制度を適用いたしまして、そうして一日も早くこれに救済の手を伸べ、新しい憲法の趣旨に従つて参りますことは、私どもの任務だと思つております。従ひまして、お説の無釀出制度も並用いたしたいという考へ方を持っております。しかし、これも社会保障制度審議会でも多分そういう方向でお出になるだらうという前提の上に立つて御答弁しております。

○大河原一孝君　私は、完全な社会保障制度を確立することになれば、いろいろな問題もあるし、むしろ少しと思ひますが、しかし、これが社会保障制度の体制であるというやうな前提に立つたならば、やはりこの受ける利益といひますか、受益といふものは、国民平等の立場でなければならぬ、そういう感じを私は持つておるわけでありまして、従ひまして、できるものは、やはりそういう前提としたものができなければならぬ、かやうに考へております。今、大臣が述べられたやうな釀出、無釀出といふ問題も、やはり新しい構想の中には出てくるだらうと思ひます。そこで、私は先ほど大臣が言われるやうに、社会保障制度審議会の答申を待つてということもありまして、あるいはいろいろ困難があるといふやうなことを岸総理大臣も言つておられますが、一つ社会保障制度審議会からの答申を待つてということとはもちろんわかりませんが、当然そうだらうと思ひますが、厚生大臣は、非常にこれについては明るい方でありまして、非常に温情を持った方であるといふふうに考へておりますので、差しつかえなければ、一つ今、厚生大臣みずから持つておる国民年金制度の構想について、概略だけでもいいから、お述べ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(堀木鎌三君)　大河原さんにはきょうは珍しくやや持ち上げられたのですが、実は、私率直に申し上げます、もう実は私の方が積極的に最近政府の決意を明らかにして、それが社会保障制度審議会に反映いたしましたし、私ども内閣を作りましたときに考へておりますよりは、御答申が早まつて参つておるといふ状況なのであります。

す。まことに申しわけないのですが、私はこの際に、私はこゝろこゝろ意見であります、ああいう意見でありますと言ふことは、社会保障制度審議会の御答申が出ますのを目の前に控へながら、私の考へ方をやや述べることとは、お許し願ひませんでしょうかといふこと、お前は隠してと言われるんです、お前が隠してと言われるんです、が、そうでなくて、ただ、実際のところ、私として一番おそれておりますのは、従来答申がออกมาして、事務はこれに即応して進捗いたしませんといふために、もうこれは大河原さん十分御承知のように、たいへんむずかしいんでして、御答申を受けても、本来事務的にすいぶん時間がかかる問題であります。外国の制度を考へましても、相当時間がかかるのであります。ただ、私どもとしては、それを一日も遅延を許さないといふので、今は、その社会保障制度審議会なり私どもの方にある五人委員会等の進捗の状況に照応いたしまして、私どもの事務がそれに即応して一日もおくれないうやうにということ考へておりますやうな次第で、今は、私自身に案の基本を述べるとおつしやることは、お許しを願ひたい。ただ、今申し上げましたやうな無釀出の制度、及び既存の共済組合その他の年金制度との調整、及び――なるほど、あなたのおつしやるやうに、社会保障制度の一環としてやることでありますから、税金なり、あるいは年金に入る者の間におきまして、これは社会保障、言葉をかえますれば、国家責任なり、あるいは報酬に比例する部分もどうしても保険制度をとつて参ります以上は、ありますが、同時に、その年金

制度の中でも、やはり分配の公平というものも一応考慮を要するけれども、その方向で進んでおられると思いますので、ここであえて申し上げるのですが、その余のこまかいことにつきましては、もう少しお待ちを願いたい。決して責任逃れで申し上げるのではなくて、時期が、今のようない段階でござい、ますので、お許しを願いたいと思います。

○大河原一孝君 本日の議題から離れた質問は申し上げたくないと思つて実は考へておられるわけですが、こまかいことについては、私も御質問は申し上げません。ただ、今構想の問題についてちよつと大臣みずから触れたその中に、無釀出の問題が出され、無釀出の対象になる者についても意見が述べられておるのでありますが、具体的に聞きするのですが、釀出の場合、どういふ方が、たとえば年令とか何とかが、考へ方について、一つお伺いしたいと思つます。特に、雇用関係にある者と、それから全然雇用関係にない者もあると思つたのです。こういった方々に対する釀出に対する考へ方を、一つお述べ願ひたいと思つたのです。

○國務大臣(堀木鎌三君) 大河原さん、そうお伺ひ詰めにすると、だんだん内容を言わなきゃならぬようになります。(笑)そこいら辺になると、ごかへんを願ひたいと思ひます。

○大河原一孝君 いろいろ申し上げた点がありますけれども、大体大臣の御意向わかりましたので、他に発言者もあるようでありますから、私の質問は終了します。

○千田正君 今、大河原委員の御質問に対して、厚生大臣から御答弁いただきましたので、よくわかりましたが、厚生大臣は、まあ大理想を掲げて、もちろん今の岸内閣の理想でもありましよう、国民年金制度の確立という問題。しかし、これは理想はさうあつてしかるべきであるけれども、結局は、国民所得とそれから国家予算との関連においてしか結論においては出せない、私はさう思ふんですね。そこで、ただいまのお答へもありましたように、いわゆる社会保障制度審議会の答申を待つてお考えになる。従来、政府の機関でいろいろいふゆる審議機関がありまして、その答申を待つて、いろいろ大臣がお答へになつておりましたが、ほとんどその審議機関の答申のように実行されたことは、まあまあ私にはあまりないと思ふんですよ。(笑)そこで、大臣の理想としましては、国民所得と国家予算の関連において、国民年金制度が確立する場合において、無釀出の人たちに対しては、一体どれぐらいが出せるのかという見当はつきませんか。

○國務大臣(堀木鎌三君) どうもいろいろな審議会の意見の通り行われたことがないといふふうなお話は、わかるのであります。しかし、私自身は、むしろ今度の国民健康保険の問題でも、社会保障制度審議会が三割の国庫負担、七割の給付割合といふものを考へておられるのですが、これがぶつかつて参りまして、端的に言へば、二割五分、さうしてやはり五割の給付割合といふものにいたさざるを得ないのは、やはり今おっしゃつたように、すべての制度が空にあるのではなくて、国民所得、国民の繁榮、富の状態というものと、財政上の問題に入つて参りますので、これはもうおっしゃる通りでありまして、私どもは、さういふ理想はあつても、財政上の現実上の制約、財政上と申しますが、率直に言へば、国民の富の状況だろつと思ふのでありますが、それとの関係から制約されざるを得ないことは、これは現実には起り得ません。しかし、理想としてはやはり持ちつとも、現実にそれとの調和を図るということではなければ、社会保障に對する進歩はあり得ないと、さういふ觀念から當つておられるわけでは、ない。従つて、少くともやや私を知つておられる千田さんから、普通の逃げ口上のようにとられますことは、私は心の中では非常に残念でござい。と同時に、今お聞きになりました金額の問題といふものは、これが聞かれれば、もう内容がほとんどはわかつていゝわけでありまして。私どもも、実はある程度の金額は出す段階までは参つておりますが、しかし、それだから、現実がさうだからといつて、常にやはり第一段階、第二段階を現実問題として、はねなきやなりませんので、それらについて、この際、金額まで言へとおつしやることは、私は御無理だと思つたので、お許しを願ひたい。

○千田正君 大臣は、多分さうおつしやるだらうといふ考へをもつて私はお尋ねしているんですが、さういふわけでありまして、このたびの共済組合の、お互いの負担をある程度出してやつて、さういふこの制度は、ある期間十分認めてやつて、国もそれに対して善処する方針をとらなかりやうをじやないか。さういふ意味で今度の問題にも閣議において皆さんが御協力になつたらうと思つたのですが、さういふ意味でこの共済組合の釀出に基く年金制度といふものは、ある程度の長期の期間必要じゃないか、さういふ私は観点に立つたのです。これは、ただいま申し上げました無釀出の面と、釀出するさういふ人たちの面と、国民所得と国家財政との見合いの上においては、やはりみづから釀出してさうしてみづからの老後なり生活の将来の安定を得るといふ立場にある者に対しては、国家は、全面的にさういふ制度に対しては見てやるべきである、考へてやるべきであつて、調整する時期はいつかは知らぬけれども、大理想を掲げているあなたから言へば、来年にでも基本的結論が出てくることを望んでおられるでしょうけれども、私は、現在の国家財政においては、さう急速に理想の通りにはいかないと思ふ。その期間だけやはいさういふ制度は十分見ておくべき必要がある、かような観点に立つておられますので、私は、農業団体だけで終るといふ閣議の了解は、果して是かどうかといふことは、まだ論議の余地があると思つたのです。今出されている農業団体の問題に対しては、ある程度の、私は相当の期間必要じゃないかと思つたので、大臣の御意向を承つておきたい。

○國務大臣(堀木鎌三君) さういふ御議論になりますと、相当いろいろな問題の内容まで入らなければならぬ。また内容に入ります場合は、純理論に立つ場合と、政治家としての現実の問題が、私は起つて参ると思ひます。しかし、さういふ制度が必要であるといふことでも、さういふ制度自身が、ほんとうに、年金制度が適用されるのは、相当先のことになつて参ります、ですから、これは従来の厚生年金との関係の通算がございまして、初めからできたやうなことはございせんが、しかし、いよいよほんとうにこれが全部運用される場合には、相当先のことになるんじゃないか。ですから、国民年金制度をしきます場合、それは構想通りにできるか、今からそんなことを言つて、弱気だといわれるのですが、私の抱いている構想通りできるか、さういふ第一段階にこれだけのことは考へようじゃないか、かたがた率直に言つて、社会保障制度審議会の方も現実といふものをよく考へて、じきに直ちに施行を考へて今度を出すというものが、主たる考へ方になつておられます。その点については、ああいう方々のお集まりの中においても、すでにさういふ問題についてお考へになつておられる。従ひまして、私どももこの際、御審議の途中でありながら御会談できる、さうして常におれわれが接触を保ちつつ事務を進め得るという状況になつておられますので、まあその金額を言へば、できるかとおつしやるだらうと思ひますが、まあしかし金額——一挙にできなくとも、私はその段階までいくんだといふので、第一階段といふものは、ぜひ作つて、今さういふ理想のものと、現実的な案との段階を考へて参りたい、それは、それだけでも相当の額が要することは、これはもう私自身も予想してゐる。しかし、それ自体について、私ど

もの努力はむろんのことであり、いろいろ社会情勢とにらみ合はして、財政との調整も考へて参る場合、もう必ずしも第一段階ということがある困難だとは、私自身は考へておりません、という状態でございます。

○東隆君 私、今の千田君の質問に早速お伺いしますが、大臣も御承知の通り、私はコーオペラティヴ・ソシヤリストをもつて自認しております。そこで問題は、厚生省の中にある生活協同組合、それから通産省の中小企業者等の協同組合、私はこれは協同組合の中に入るものだろう、こう考へておる。今回のこの農業団体関係のものは農業協同組合、これを中心にして、自余のものは協同組合ないしはもつと公共性を持ったもの、しかも今の憲法のもとにおける、民主主義の機構のもとにおける公共団体、こういう形で、利潤の追求をやっておらないということが、私は条件だろうと思う。そういうような団体からでき上っているものが、今回のこの中心になつて、出てくる団体だと、こう考へておる。その場合、生活協同組合、それから中小企業者等の協同組合、これが問題になる。これは、私は千田君の言うように、少し厚生大臣はよろめいた方がよいのじゃないか。閣議決定でもつて、防戦これ努めていくのです、しかし、これは当然よろめいていくべき段階じゃないかと、こう考へるし、それからもし国民厚生年金ができる場合におきましても、これは醸出をする面における上に当然考へなければならぬところのものじゃないかと、こういうふうには考へますが、この点はどうか。

○國務大臣(堀木鎌三君) 私は、もう

今よろめいては困る段階だ、こういうふうには考へます。と申しますのは、この農業漁業団体職員共済組合の方式による年金制度、これには、やや問題点としてあげられることは、むしろ組合員自身が、割合に、何と申しますか、報酬が非常に少い、それから年限が短い、それから年金制度を作るのだとおっしゃるところにやや疑問を持します。むしろそれなら私自身、まあこんなところで論議すべきことじゃないと思ひますが、つい言われると、たとえばもう少しベース・アップなすつたら、その方が先じやないかということも言ひ得るかと思ひます。いろいろな問題が論議できると思ひますが、しかし、そういう小さな事務的な問題よりも、ともかくも自分たちが自分たちの醸出で、自分たちの老後について考へるという形、しかもここに勤めておられる方は、地方の職員とはとんとその仕事の性質を同じようにしている。ただ、あなたの公共的のものだけを先に作つてしまふ、たとえば今は三現業の場合は、割合に標準報酬は高いわけであり、自分たちだけの共済組合を作つて年金制度をやれば、それはその人たちだけはい。しかし、そのほかの国民に対して考へますときに、私は、国民年金制度との間には調整がななくちゃいけない。社会保障である以上は、国家の負担において調整する、のみならず組合員相互間においてもある程度の調整が行われる。しかしそれだからといって、先ほど大河原さんのおっしゃつたよう

に、従来の方式によるところのやはり保険的な制度も、醸出制度を加味する以上は、醸出制度というものを基本にする以上は、その利益を守つていかなければならない。程度の問題だと思ひますが、しかし私としては、もうこの段階におきまして、理論よりも実際に、何と申しますか、老後の安定なりその他の問題をこの際解決すること、私の役目だと、私は、もうよろめかずに、いちずにこの問題の解決に向ひたいと思つております。

○大河原一孝君 よろめかないという力強い大臣の御発言を聞いて、私も安心しているのですけれども、ただ、先ほど言われたように、国民経済云々という問題が、よりよい国民年金制度の確立の上に、非常に何か心配されておると思ふのです。ステップ・バイ・ステップということも、現状においては考へなくちゃならぬが、しかしこの際、やはりそういうことで、いつまでたつても、まだ日本の国民経済がこうであるから、あるいはまた実態がこうだから、整備が困難であるからということだけで、これを一日のがれにしておいては、いつの日かまた完全な社会保障体制の中に国民年金制度というものが確立できるかと思ひます。そういう意味で、一つ政府当局においてもらいたい、こういうのが私の念願であります。一言だけあります。

○國務大臣(堀木鎌三君) お説の通りに、私はむろん財政上の問題は当然頭に入れておりますが、この際、われわれはやはり国民の福祉と健康を守るためには、この問題は今までのような、戦前のような観念で物事を考へていて

は、この問題に金が回らなければなりません。しかし、私どもは新しい社会、新しい福祉の国家社会を作ろうと意図する以上は、それは、かえつてある意味で相当安いものだ、という観念でなくちゃいけない、こう考へて、お説のように努力いたすつもりであります。(「了解々々」と呼ぶ者あり)

○委員長(重政廣徳君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(重政廣徳君) 速記を始め

他に御発言もないようですから、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(重政廣徳君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○藤野肇雄君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題になつております農業漁業団体職員共済組合法案に賛成するものであります。

この法案は、関係者の間において久しい間熱心に希望されていたものでありまして、これが今回政府から提案され、成立に近づいておりますことは、まことに慶賀にたえないのであります。この際、政府においては、この法律の施行に遺憾なきを期し、あわせて農山漁民に対してすみやかに社会保障及び福利厚生施設制度の確立を推進するため、付帯決議を行いたいと思ひますが、その文案については、先刻懇談のうちに定められましたのが適當と考

えられますので、他の討論者の発言を待つことにしたいと存じます。

○鈴木一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題になつております農業漁業団体職員共済組合法案に賛成するものであります。

多年にわたる関係者の宿願が、まさに達成されようとしておるのであります。これが同時に、農山漁民に対する社会保障及び福利厚生の制度、施設が確立されることを心から願うものであります。これがすみやかなる実現を期し、あわせて今回の共済制度の運営に対して、政府の善処を求め、ために、次のような付帯決議を行うことを提案いたします。付帯決議の案文を朗読いたします。

附帯決議(案)

- 一、政府は、速かに、農山漁民に対する年金制度等社会保障制度を確立するとともに、福祉厚生施設の拡充に努めること。
- 二、政府は、本農業漁業団体職員共済組合法の施行に当り、特に、次の措置に遺憾なきを期すること。
 - (一) 使用者団体及び組合員の掛金負担の軽減、給付内容の充実、福祉施設の整備、転職の場合の通算その他制度の改善に対して不断的努力を払ふこと。
 - (二) この制度をあまねく関係団体役員に及ぼすため、掛金の負担を困難とするような不振団体に対しては、これが対策について、団体当事者の自発的努力と創意工夫とを促すとともに、政府亦適切な措置を考慮すること。
 - (三) この制度に対する国の補助を拡充すること。

以上でございます。御賛成を願いたいと思います。

○千田正君 ただいま議題となりましたところの農林漁業団体の共済組合に基くところの年金制度の法案に對しましては、鈴木委員の付帯決議とともに、賛成をいたします。

この際、私が申し上げておきたいのは、これはむしろおそきに失したのではないかと……従来政府は、社会制度の確立、あるいは年金制度の確立を常に声明しながら、今もつてその完全なる法案も出してこない、しかし、今日ようやく農林漁業団体職員共済組合法案が出て参りました、今からでもおそくはない、こういうふうな感じをしております。でき上つたならば、政府としましては、誠意を持ってこれにこたえるだけの用意をしていただきたい、かように考えまして、同法案並びに付帯決議案に對しまして、賛成の意を表します。

○上林忠次君 緑風会を代表いたします。ただいま問題になっております共済組合法案による福利厚生施設の拡充につきまして、私は千田氏の今の御意見の通り、私ももうすでにおそいのじゃないか、どうしてこれまでこれができなかつたかということをおうらんでおるものであります。従つて、本案に對しましては賛成いたします。また、付帯決議に對しまして、特にこの民間の醸出による、民間の支出による団体の経営を完全にしたいだくように指導していただく。政府におきましても、この団体の健全な発達——しかし、危殆に瀕するのじゃないかというよう

な心配もありますが、この点につきましては、この付帯決議にはつきり載つておりますので、特にこの点は、付帯決議に大いに賛成をいたしまして、この法案に賛成する次第であります。

○委員長(重政庸徳君) 他に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。農林漁業団体職員共済組合法案を、原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(重政庸徳君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決することと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました鈴木君提出の付帯決議案を議題といたします。鈴木君提出の付帯決議案を、本委員会の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(重政庸徳君) 全会一致と認めます。よつて鈴木君提出の付帯決議案は、全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員会に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

なお、本案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名

柴田 榮	藤野 繁雄
清澤 俊英	鈴木 一
上林 忠次	秋山俊一郎
雨森 常夫	佐藤清一郎
関根 久藏	田中 啓一
田中 茂穂	仲原 善一
堀 末治	堀本 宜實
東 隆	大河原 一
河合 義一	千田 正
北條 篤八	

○委員長(重政庸徳君) ただいまの決議に對し、政府を代表して、農林政務次官から発言を求めます。

○政府委員(瀬戸山三男君) ただいま御可決をいただきましたことにありがとうございます。付帯決議の事項につきましては、審議中いづれも問題になりませんでしたのでありますので、御趣旨に沿ひまして、十分努力をいたしたいと思ひます。

○委員長(重政庸徳君) これをもつて散会いたします。

午後四時三分散会